

都市計画法第62条第1項の規定により，京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可の告示（平成26年3月14日付け京都府告示第118号，119号）がありましたので，同法第66条の規定により，事業の施行について，次のとおり公告します。

平成26年3月24日

京都市長 門川大作

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

(1) 3・3・11号 淀駅前線

(2) 7・7・111号 淀駅南側道線

3 事業施行期間

(1) 平成12年3月14日から平成27年3月31日まで

(2) 平成11年12月17日から平成27年3月31日まで

4 事務所の所在地

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

5 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

(建設局事業推進室)